

静岡県公安委員会規程第7号

警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月25日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程の一部を改正する規程

警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(警備員指導教育責任者の兼任の承認等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(へき地等機械警備業務対象施設の承認等)</p> <p>第12条 即応体制の整備規則第2条の規定によるへき地等機械警備業務対象施設である旨の公安委員会の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、<u>様式第13号</u>による</p>	<p>(警備員指導教育責任者の兼任の承認等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>(機械警備業務管理者の兼任の承認等)</u></p> <p>第12条 警備業法施行規則第60条ただし書に規定する公安委員会の承認を受けようとする者は、<u>1人の機械警備業務管理者が兼任しようとする2以上の基地局に係る警備業務対象施設の数の合計数が5,000以下であること及び当該2以上の基地局を通じて1人の機械警備業務管理者を置くことにつきそれぞれの基地局における同規則第61条に規定する機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないことを疎明する書類を添付して、様式第13号による機械警備業務管理者兼任承認申請書により、公安委員会に対して申請をするものとする。</u></p> <p><u>2 公安委員会は、前項の規定により申請された機械警備業務管理者の兼任について、承認するときは様式第14号による機械警備業務管理者兼任承認書、承認をしないときは様式第15号による機械警備業務管理者兼任承認に関する通知書により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。</u></p> <p>(へき地等機械警備業務対象施設の認定等)</p> <p>第13条 即応体制の整備規則第2条の規定によるへき地等機械警備業務対象施設である旨の公安委員会の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、<u>様式第16号</u>による</p>

へき地等機械警備業務対象施設認定申請書により、公安委員会に対して申請をするものとする。

(1)～(3) (略)

- 2 公安委員会は、前項の規定による申請に係る警備業務対象施設について、へき地等機械警備業務対象施設であると認定するときは様式第14号によるへき地等機械警備業務対象施設認定書、認定をしないときは様式第15号によるへき地等機械警備業務対象施設認定に関する通知書により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

へき地等機械警備業務対象施設認定申請書により、公安委員会に対して申請をするものとする。

(1)～(3) (略)

- 2 公安委員会は、前項の規定による申請に係る警備業務対象施設について、へき地等機械警備業務対象施設であると認定するときは様式第17号によるへき地等機械警備業務対象施設認定書、認定をしないときは様式第18号によるへき地等機械警備業務対象施設認定に関する通知書により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。」を「ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

第 号
年 月 日

認定取消通知書

住 所

氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

警備業法第8条の規定に基づき、次のとおり認定を取り消したので通知します。

1 認定年月日

2 認定の番号

3 認定を取り消した理由

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号中「ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。」を「ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。」に改める。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

第 号
年 月 日

営 業 停 止 命 令 書

住 所
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定に基づき、次のとおり営業の停止を命じます。

1 停止の範囲

2 停止の期間

年 月 日から
年 月 日まで (日間)

3 処分の理由

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第9号及び様式第12号中「ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。」を「ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。」に改める。

様式第15号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に、「ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。」を「ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。」に改め、同様式を様式第18号とする。

様式第14号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を様式第17号とする。

様式第13号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第12号の次に次の3様式を加える。

様式第13号（第12条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	

機械警備業務管理者兼任承認申請書

年 月 日

静岡県公安委員会 殿

住 所
申請者 氏名又は名称

〔法人にあつては〕
代表者の氏名

警備業法施行規則第60条ただし書に規定する機械警備業務管理者の兼任の承認を申請します。

兼任しようとする 機械警備業務管理者	氏 名	
	資格者証の番号	
選任されている 基地局	名 称	
	所 在 地	
	対 象 施 設 数	
兼任しようとする 基地局	名 称	
	所 在 地	
	対 象 施 設 数	
全 対 象 施 設 数		
警備業法施行規則第六十一条に規定する 業務の適正な実施に支障がない理由等		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第14号(第12条関係) (用紙 日本産業規格A 4 縦型)

第 年 月 日

機械警備業務管理者兼任承認書

住 所

氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった警備業法施行規則第60条ただし書に規定する機械警備業務管理者の兼任について、次のとおり承認します。

機械警備業務管理者		氏 名	
		資格者証の番号	
選 任 さ れ て い る 基 地 局	名 称		
	所 在 地		
	対 象 施 設 数		
兼 任 す る 基 地 局	名 称		
	所 在 地		
	対 象 施 設 数		
全 対 象 施 設 数			
警備業法施行規則第六十一条に規定する業務の適正な実施に支障がない理由等			

第 年 月 日

機械警備業務管理者兼任承認に関する通知書

住 所
氏名又は名称 殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備業法施行規則第60条ただし書に規定する機械警備業務管理者の兼任については、次の理由により承認しないこととしたので通知します。

機械警備業務管理者		氏 名	
		資格者証の番号	
選 任 さ れ て い る 基 地 局	名 称		
	所 在 地		
兼 任 を 申 請 し た 基 地 局	名 称		
	所 在 地		
理 由			

この処分不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）の様式により提出されている申請書は、改正後の警備業法等に基づく通知書等の様式等に関する規程の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。